第十七条第一項第三号の次に次の二号を加える。

三の二　法第三十四条第二項第三号の二の場合　同号の都市緑化支援機構に対する古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第一項の規定による要請（以下この号において「買取要請」という。）をした府県の知事又は買取要請をした市の長の当該都市緑化支援機構が法第三十四条第二項第三号の二に規定する対象土地を古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法第十三条第四項の規定により買い取つた旨及び当該対象土地が当該都市緑化支援機構に買い取られる場合が施行令第二十二条の七第二項各号に掲げる要件を満たすものであることを証する書類

三の三　法第三十四条第二項第三号の三の場合　同号の都市緑化支援機構に対する都市緑地法第十七条の二第一項の規定による要請（以下この号において「買取要請」という。）をした都道府県の知事又は買取要請をした市の長の当該都市緑化支援機構が法第三十四条第二項第三号の三に規定する対象土地を都市緑地法第十七条の二第四項の規定により買い取つた旨及び当該対象土地が当該都市緑化支援機構に買い取られる場合が施行令第二十二条の七第三項において準用する同条第二項各号に掲げる要件を満たすものであることを証する書類

第十七条第一項第四号イ中「第二十二条の七第五項第一号」を「第二十二条の七第五項第二号」に、「同条第四項」を「同項第一号」に、「の買取りをする者が当該支援団体に該当する旨及び当該土地の買取り」を「が当該支援団体に買い取られる場合」に、「旨を」を「ことを」に改め、同項第七号中「、当該土地等の買取りをする者」を「、同号の農地中間管理機構」に、「の買取りをする者が同号に規定する農地中間管理機構に該当する旨」を「が当該農地中間管理機構に買い取られる場合が施行令第二十二条の七第六項に規定する要件を満たすものであること」に改める。

第十八条の四第六項中「第四十一条第二十五項」を「第四十一条第二十七項」に改める。

第十八条の十の三第一項第二号中「第十八条の十三の六第四項及び第十八条の十三の七第五項」を「第十八条の十三の六第五項及び第十八条の十三の七第六項」に改める。

第十八条の十一第一項中「から第十八条の十五の二まで」を削る。

第十八条の十二の二第四項第五号中「第五項」を「第六項」に改める。

第十八条の十三の五第三項中「第十一項」を「第十二項」に改め、同条第五項に後段として次のように加える。

この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十八条の十三の五第六項中「第十二項第二号」を「第十三項第二号」に改め、同条第十二項を同条第十三項とし、同条第十一項を同条第十二項とし、同条第十項の次に次の一項を加える。

11　金融商品取引業者等が、施行令第二十五条の十の十第三項の居住者又は恒久的施設を有する非居住者から前項の規定による承諾を得ようとする場合において、当該金融商品取引業者等が定める期限までに当該承諾をしない旨の回答がないときは当該承諾があつたものとみなす旨の通知をし、当該期限までに当該居住者又は恒久的施設を有する非居住者から当該回答がなかつたときは、当該承諾を得たものとみなす。

第十八条の十三の六第二項中「第四項」を「第五項」に、「第五項」を「第六項」に改め、同項第四号中「第四項第四号及び第五項第三号」を「第五項第四号及び第六項第三号」に改め、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　国税庁長官は、前項の別表第七㈡の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十八条の十三の七第三項第一号中「第五項」を「第六項」に改め、同項第二号中「第六項」を「第七項」に改め、同条第六項を同条第七項とし、同条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　国税庁長官は、前項の別表第七㈡の書式について必要があるときは、所要の事項を付記すること又は一部の事項を削ることができる。この場合において、国税庁長官は、併せてその用紙の大きさを同表に定める大きさ以外の大きさ（産業標準化法第二十条第一項に規定する日本産業規格に適合するものに限る。）とすることができる。

第十八条の十四の二第六項第四号中「第二十二号」を「第二十三号」に改める。

第十八条の十五第五項第一号中「中小企業者」の下に「（合併又は分割により設立されたものを除く。）」を加え、同条第八項第一号イ⑷及びロ⑶中「金額」の下に「（当該特定株式が施行令第二十五条の十二第四項第一号に掲げる新株予約権の行使により取得をしたものである場合には、当該新株予約権と引換えに払い込むべき額及びその払い込んだ金額を含む。）」を加え、同号ハ⑷中「金額」の下に「（当該特定株式が施行令第二十五条の十二第四項第二号に掲げる新株予約権の行使により取得をしたものである場合には、当該新株予約権と引換えに払い込むべき額及びその払い込んだ金額を含む。）」を加え、同項第六号中「の計算に関する明細書（同号）を「（同号に規定する取得に要した金額をいう。以下この号、次項及び第十一項において同じ。）の計算に関する明細書（同条第二項第一号」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、「とし」の下に「同条第七項の規定の適用がある場合には同項に規定する適用控除対象特定株式に係る同項第二号イ又はロに掲げる場合の区分に応じ当該イ又はロに定める金額の計算に関する明細の記載があるものに限るものとし」を加え、同項第七号中「第二十五条の十二第四項」を「第二十五条の十二第三項」に改め、同条第九項中「第二十五条の十二第七項に規定する財務省令」を「第二十五条の十二第七項第二号イに規定する財務省令」に改め、同項第二号及び同条第十一項第二号中「（施行令第二十五条の十二第三項の規定により計算される同項に規定する取得に要した金額をいう。以下この号において同じ。）と法第三十七条の十三第一項」を「と同項」に改める。

第十八条の十五の二の二第一項第三号中「同条第十五項第一号及び第二号」を「同条第十五項各号」に、「同項第二号に規定する」を「同項第二号の」に改め、同条第四項中「特定株式の譲渡による」を「特定株式の譲渡（同号に規定する譲渡をいう。）による」に改め、同条第八項中「法第三十七条の十三の三第七項」を「第三十七条の十三の三第七項」に改める。

第十八条の十五の三第二項第一号中「第十二項、第十七項第一号及び第十八項第一号」を「第十三項、第十八項第一号及び第十九項第一号」に、「第二十項各号」を「第二十一項各号」に、「第二十五条の十三第三十二項」を「第二十五条の十三第三十三項」に改め、同項第三号中「第二十八項第六号及び第三十項第四号」を「第三十項第六号及び第三十二項第四号」に改め、同条第三十九項中「第二十五条の十三第三十九項」を「第二十五条の十三第四十項」に、「同条第四十項又は第四十二項」を「同条第四十一項又は第四十三項」に改め、同項を同条第四十一項とし、同条第三十八項中「第二十五条の十三